

財団法人しづや美術館は、平成23年10月3日をもって公益財団法人となりました。
公益財団法人しづや美術館への寄附金は、税制上の優遇措置が受けられます。

税制上の優遇措置について

1 個人による御寄附

(1) 所得税の優遇措置

個人が公益財団法人等に対して寄附をした場合、総所得金額等の40%を限度として、所得控除を受けることができます。

公益財団法人しづや美術館に対して支出した寄附金は、特定寄附金に該当し、寄附金額から2千円を差し引いた金額が寄附者の年間所得から控除されます。

上記の優遇措置を受けるためには、所轄税務署への確定申告が必要です。申告の際には当公益財団が発行した「寄附金受領証明書」を添付してください。

※新たに創設された「公益社団法人等寄附金特別控除(税額控除)」の適月については当法人までお尋ねください。

(2) 個人住民税

個人が公益財団法人等に対して寄附をした場合、総所得金額等の30%を限度として、指定を受けた都道府県及び市区町村の個人住民税の税額控除を受けることができます。

公益財団法人しづや美術館は、広島県及び福山市の指定を受けています。

広島県在住の個人が公益財団法人しづや美術館に寄附をされた場合、広島県県民税は寄附金額から2千円を差し引いた額の4%が税額から控除されます。

福山市在住の個人が公益財団法人しづや美術館に寄附をされた場合、福山市市民税は寄附金額から2千円を差し引いた額の6%が税額から控除されます。

個人住民税の寄附金控除は、「寄附金受領証明書」を添付して、所得税の確定申告と合わせて申告することができます。

2 相続財産の御寄附

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、申告書への記載及び明細書等の添付を要件に、寄附した財産には相続税が課税されません。

3 法人による御寄附

法人が特定公益法人等(公共法人、公益社団法人、公益財団法人等)に対して寄附をした場合、一般の寄附金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入することができます。

損金算入限度額=(資本金等の金額×当期の月数/12×2.5/1000+所得金額×5/100)×1/2